の一部等」とあるのは「施設建築物に関する権利」と、「、施設建築物」とあるのは「、当該施設建築物」と、「費用のうち当該施設建築物の一部の整備に要するもの」とあるのは「費用」と、「施設建築物の一部の価額」とあるのは「施設建築物の価額」と、「敷地価額に地上権の割合を乗じて得た額に第二十六条の規定により定めた地上権の共有持分の割合を乗じて得た額を加えた」とあるのは「当該施設建築物に関する権利を与えられることとなる者及び当該施設建築物に関する他の権利を与えられることとなる者の全ての同意を得て定めた当該施設建築物に関する権利の価額が当該建築物価額に占める割合を乗じて得た」と、「施設建築物の一部の整備に要する費用」とあるのは「施設建築物の整備に要する費用」と、第四十一条の見出し中「施設建築物の一部等」とあるのは「施設建築敷地又は施設建築物に関する権利」と、同条第一項中「施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等若しくは」とあるのは「施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利又は」と、「価額又は施設建築敷地の地代の額」とあるのは「価額」と、「から第二十九条まで」とあるのは「及び第二十八条の二」と読み替えて、これらの規定を適用する。

2　次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。

一　法第百十条の二第一項の場合及び法第百九条の二第二項前段に規定する場合のいずれにも該当する場合　第四十三条の三

二　法第百十条の二第一項の場合及び法第百九条の三第二項前段に規定する場合のいずれにも該当する場合　第四十三条の六

第四十五条の前に見出しとして「（施設建築敷地に地上権を設定しないこととする特則に係るこの政令の適用についての読替え等）」を付し、同条中「共有持分又は」を「共有持分、」に改め、「施設建築敷地」と」の下に「、第四十一条の見出し中「施設建築物の一部等」とあるのは「建築施設の部分」と、同条第一項中「施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等若しくは」とあるのは「建築施設の部分又は」と、「価額又は施設建築敷地の地代の額」とあるのは「価額」と、「第二十八条から第二十九条まで」とあるのは「第二十八条の二及び第四十六条」と」を加える。

第四十六条第三項を次のように改める。

3　次の各号に掲げる場合においては、法第七十三条第一項第四号に掲げる建築施設の部分の価額の概算額は、前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により定めた額から、それぞれ当該各号に定める額を控除した額とする。

一　法第百十一条の場合及び法第百九条の二第二項前段に規定する場合のいずれにも該当する場合　同条第三項に規定する施設建築敷地の道路部分の価額に施設建築敷地の共有持分の割合及び道路の地上権割合を乗じて得た額

二　法第百十一条の場合及び法第百九条の三第二項前段に規定する場合のいずれにも該当する場合　同条第三項に規定する施設建築敷地の都市高速鉄道部分の価額に施設建築敷地の共有持分の割合及び都市高速鉄道の地上権割合を乗じて得た額

第四十六条の三第三項を次のように改める。

3　次の各号に掲げる場合においては、法第百十八条の七第一項第三号に掲げる建築施設の部分の価額の概算額は、前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により定めた額から、それぞれ当該各号に定める額を控除した額とする。

一　法第百十八条の二十五第二項前段に規定する場合　同項において準用する法第百九条の二第三項に規定する施設建築敷地の道路部分の価額に施設建築敷地の共有持分の割合及び道路の地上権割合を乗じて得た額

二　法第百十八条の二十五の二第二項前段に規定する場合　同項において準用する法第百九条の三第三項に規定する施設建築敷地の都市高速鉄道部分の価額に施設建築敷地の共有持分の割合及び都市高速鉄道の地上権割合を乗じて得た額

第四十六条の十二の次に次の二条を加える。

（施設建築敷地を立体的に利用する必要がある第二種市街地再開発事業）

第四十六条の十二の二　法第百十八条の二十五の二第一項の政令で定める第二種市街地再開発事業は、都市計画法第十一条第三項の規定により当該都市計画施設の区域について都市高速鉄道を整備する立体的な範囲が定められている第二種市街地再開発事業とする。

（都市高速鉄道が存することとすることができる施設建築敷地の上の空間又は地下の範囲）

第四十六条の十二の三　法第百十八条の二十五の二第一項の政令で定める範囲は、都市計画法第十一条第三項の規定により当該都市計画施設の区域について定められている都市高速鉄道を整備する立体的な範囲とする。

第四十六条の十三中「第百十八条の二十五の二第一項」を「第百十八条の二十五の三第一項」に改める。

第四十六条の十五の表第二条第十号、第四十四条、第五十二条第二項第七号、第七十三条第一項第二号、第四号、第六号、第九号、第十二号及び第十五号、第七十五条第二項、第七十六条第一項及び第三項、第七十七条第三項、第七十八条第一項、第八十五条第四項、第八十九条、第九十一条第一項、第百三条第一項及び第二項、第百四条第一項、第百八条第二項、第百十条第四項、第百十一条、第百十八条の十、第百十八条の二十一第一項及び第三項、第百十八条の二十五の二、第百十八条の二十八第二項の項中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に、「第九号、第十二号及び第十五号」を「第十四号、第十七号及び第二十号」に、「第八十九条」を「第八十九条第一項」に、「第百十条第四項」を「第百十条第二項及び第五項、第百十条の二第三項及び第六項、第百十条の四第二項及び第三項」に、「第百十八条の二十五の二」を「第百十八条の二十五の三」に改め、同表第二条の二第三項第四号前段、第十四条第一項、同条第二項において準用する第七条の二第五項、第五十条の四第一項、同条第二項において準用する第七条の二第五項の項中欄中「借地の地積」を「借地の地積と」に改め、同項下欄中「借地についての特定仮換地の地積」を「借地についての特定仮換地の地積）と」に改め、同表第二条の二第三項第四号前段、第十四条第一項、第五十条の四第一項、第百十八条の六第二項の項中「第十四条第一項」の下に「、第三十三条」を加え、同表第七条の十七第二項、第三項、第六項及び第七項、第七条の十八第二項及び第三項、第二十条第一項、第二十二条、第三十三条、第三十七条第二項、第五十七条第四項第二号、第七十条第一項、第七十三条第一項第十二号、第七十六条第一項、第九十一条第一項の項中「、第三十三条」及び「、第七十三条第一項第十二号、第七十六条第一項、第九十一条第一項」を削り、同表第十六条第一項の項の次に次のように加える。

第三十三条、第百十八条の六第二項	宅地に	宅地（特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）に
	借地の総地積	施行地区内の特定仮換地以外の借地及び施行地区内の特定仮換地に対応する従前の借地についての特定仮換地の総地積
第三十三条、第百十八条の六第二項、同条第三項において準用する第七条の二第五項	宅地の地積	宅地の地積（施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地についての特定仮換地の地積）
	借地の地積と	借地の地積（施行地区内の特定仮換地に対応する従前の借地についての特定仮換地の地積）と